

特産品お取り寄せキャンペーン事業業務委託仕様書

1 業務名

特産品お取り寄せキャンペーン事業業務委託

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう観光客の激減や外出自粛の動きなどにより、特産品や土産品等の売り上げが大幅に減少している。

本業務は、本市特産品やお土産品等を扱うECサイトを開設・運営し、秋田市特産品お取り寄せキャンペーン事業（以下：本事業）を展開することで、経営に大きな影響を受けている関連事業者を支援するとともに、地元産品を全国的にPRして販売の促進を図るものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月5日（金）まで

4 履行場所

秋田市が指定する場所

5 事業概要

- (1) 本市特産品等の販売を行うECサイトを開設し運営する。
- (2) 登録事業者がECサイトに出品する商品を割引価格で販売する。
- (3) ECサイトで販売する商品は、合計2,000円(税込価格)以上の購入で送料無料でする。

6 委託費の上限について

| | |
|-----------|-------------------|
| 委託費 | 200,000,000円(税込) |
| 内訳) 補助充当費 | 160,000,000円(不課税) |
| 事務費 | 40,000,000円(税込) |

- (1) 委託費は概算払とする。
- (2) 委託費のうち補助充当費は、登録商品の20%割引分および送料に充当し、運営期間中に消化しきれなかった分は本市と精算する。
- (3) 委託費のうち事務費は、(2)以外に係る本事業の経費に充当するものとする。

7 業務委託の内容

(1) ECサイトの開設と運営

ア ECサイトの構築

- ・本市特産品等の販売を行うECサイトを開設すること。
- ・ECサイトは、独自のシステム構築による開設のほか、既存ショッピングモールへの出店による開設、もしくは両方の併用も可とする。

イ ECサイトの開設期間について

- ・ECサイトの開設期間は、令和2年11月16日から令和3年3月5日までとする。ただし、商品の販売期間は開設の日から令和3年2月28日までとし、期間中に本事業に係る補助充当費がすべて消化された場合は、その時点をもって販売を終了する。
- ・ECサイトは、本事業による開設期間終了後も、本市特産品等の広告および販売ツールとして、継続して活用していくことを想定している。

ウ セキュリティについて

- ・ECサイトの構築にあたっては、セキュリティ上実績のある堅牢な仕組み（カート機能、クラウド、ソフトウェアなど）を用い、不正アクセスやウイルス攻撃等に対する防御措置を取ること。

エ デザイン・レイアウトについて

- ・視認性、操作性、利便性を考慮したものとする。
- ・商品カテゴリーや出展事業者別、金額別に商品検索が可能であること。
- ・開設したECサイトは、PCおよびスマートフォンの主要なブラウザで閲覧および利用可能とすること。

オ 商品の登録について

- ・本事業で想定する出展事業者数は約120事業者で、想定する商品登録数は約600点としている。
- ・事業者からの申請に基づき販売商品をECサイトに登録すること。
- ・ECサイト開設後も販売商品の追加や入替えに対応すること。
- ・登録商品の画像は、受託者が入手すること。
- ・登録商品の定価および割引後価格、在庫状況を表示・管理すること。

カ 商品の購入と支払いについて

- ・同一出展事業者から合計2,000円(税込価格)以上の購入で商品の送料が無料となる仕組みを作ること。
- ・主要なクレジットカードによる決済のほか、銀行振込や電子マネー決済など複数の決済手段を可能とすること。

キ 受注管理と精算について

- ・商品の受注状況および配送状況について、任意の期間の情報を出展事業者ごとに抽出できるような仕組みを作ること。

ク その他の機能について

- ・ E Cサイトの利用に係る F A Qを作成するなど出展事業者や顧客の利便性の向上や利用促進に資する機能を提案すること。

(2) プロモーション

- ・ E Cサイトへの顧客の誘導や登録商品の知名度向上に効果的な広告方法を提案すること。
- ・ E Cサイトに本市のふるさと納税サイトへのリンクを設置すること。

(3) 事務局運営

ア 出展事業者との連絡調整について

- ・ 出展事業者と連絡調整を行う事務局を設置すること。

イ 注文・発送手配業務について

- ・ 事務局は E Cサイトの受注を取りまとめ、出展事業者への発注・発送手配を一元管理で行うこと。

ウ 精算業務について

- ・ 事務局は、登録商品の販売価格(税抜)の20%分に相当する金額を、補助充当費から出展事業者に支払うものとする。
- ・ 事務局は、登録商品の送料を補助充当費から負担するものとする。
- ・ 商品購入に係るクレジット決裁手数料およびショッピングモール販売手数料等は、出展事業者の負担とする。
- ・ 出展事業者への精算は、月1回を基本とし、銀行振込にて支払うこととする。その際の振込手数料については、事務費で負担するものとする。
※ただし、一定金額以上の受注がある出展事業者が、振込手数料を負担することを条件に精算を要求する場合は、この限りでない。

エ 報告業務について

事務局は、本市の求めに応じ、指定の期間における以下の項目について報告すること。

- ・ 出展事業者毎の販売件数および売上げの集計
- ・ 補助充当費の消化額の集計
- ・ その他、本市が必要に応じ事務局に求めるもの

オ 問合せ窓口について

事務局は、本事業に係る問合せ窓口を設置し、E Cサイトの閲覧者や購入者からの問合せ等に対応すること。

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ市の承認を得る

場合は、この限りではない。

(2) 契約保証金の納付について

本業務の契約を締結したときは、直ちに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、以下の場合を除く。

- ・契約者が、保険会社との間に履行保証保険契約を締結したとき。
- ・契約者が、過去2年間に国や地方公共団体等と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した実績を有するとき。
- ・その他、秋田市財務規則第128条で定める要件。

(3) 業務完了報告書の提出

本業務が完了したときは、令和3年3月12日（金）までに業務完了報告書（決算、店舗毎および商品毎の売上集計と分析結果、事業成果が確認できる資料等）を提出すること。

(4) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全て市に帰属する。

イ 受託者は、市の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。

ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、市が出願者となって費用を負担し登録する。

(5) 遵守事項

ア 受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

イ 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

9 その他、特記事項

(1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。

(2) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。

(3) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(4) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、決定するものとする。